

総務協議会協議事項

〔 日時 令和6年7月19日(金)
午前10時
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 第8次八戸市行財政改革大綱（素案）について
- 2 新学校給食センター整備基本計画策定及びPFI導入可能性調査等
業務委託の実施について
- 3 （仮称）八戸市いじめ防止条例の構成（案）について
- 4 令和6年上半期八戸市の火災と救急・救助について
- 5 日勤救急隊の試行運用について

第8次八戸市行財政改革大綱（素案）について

当市を取り巻く環境が変化する中、職員一丸となって行財政改革に取り組むに当たり、全職員が共通の認識に立ち日常業務を通じて行財政改革の検討・取組を進めるための指針として、第8次八戸市行財政改革大綱を策定する。

また、職員への浸透を図るため、視覚的にわかりやすい大綱を目指すものである。

1. これまでの行財政改革の取組

当市ではこれまで、平成7年度の「八戸市行政改革大綱」を策定して以来、現在の第7次八戸市行財政改革大綱に至るまで全庁的に組織的な行政改革を継続してきた。

〈最近の行財政改革大綱〉

第4次八戸市行財政改革大綱（H17～21）	「量の改革」
第5次八戸市行財政改革大綱（H22～26）	「質の改革」
第6次八戸市行財政改革大綱（H27～R1）	「意識の改革」
第7次八戸市行財政改革大綱（R2～6）	「行動の改革」

2. 当市を取り巻く環境

（1）人口減少及び少子・高齢化の進行

当市の人口は、20年間で20%減少するものと推計され、自治体においても人材確保が困難となると予想されている。

（2）多発する自然災害や新たな感染症への備えの必要性

自然災害が激甚化・頻発化し、新たな感染症の発生は予測不能であり、様々なリスクに備える必要がある。

（3）デジタル技術の浸透によるライフスタイルの変化

国民の多くがスマートフォンを保有し、窓口業務等のデジタル化が求められ、また、デジタル技術による効率化が可能になっている。

（4）公共施設等の維持管理経費の増大

30年以上前に整備された公共施設が多く、老朽化に伴う維持補修・更新費用が今後集中することが予想される。

3. 行財政改革の基本方針

（1）策定の趣旨

職員一人ひとりが第7次八戸市総合計画に掲げる将来都市像「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」を見据えながら、経営感覚を持ち、限られ

た経営資源（職員・資産・資金・情報・時間）を効果的・効率的に活用し、新しい時代に対応すべく、デジタルトランスフォーメーション（DX）による業務の効率化や働き方改革の更なる推進を図るための新たな指針として、「第8次八戸市行財政改革大綱」を策定する。

（2）行財政改革の方向性

人口減少に伴い、税収や職員数の減少が見込まれる中、より質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供していくため、従来の体制・事業・制度に固執することなく限られた経営資源の有効活用を図るとともに、DXなど効果的・効率的に行政サービスを提供する手法を常に追求し、変革への挑戦に取り組む。

加えて、社会経済情勢の変化、自然災害等をはじめとする予測困難な危機への備えなど、先を見通すことが難しい状況が今後も続くことから、事業の選択と集中によって財源を確保し、未来に向けて持続可能な財政基盤の確立を図る。

（3）基本理念

効果的・効率的な行政運営と持続可能な財政運営の確立
～『変革への挑戦』と『未来への責任』～

（4）推進期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

（5）指標

①注目指標（目標を定め、達成状況を監視）

第7次大綱から引き続き、定員管理、基金残高、財政健全化指標の3項目を基本に現在調整中。

②関連指標（県内10市等との比較によって市の現在地を確認）

経常収支比率等を基本に現在調整中。

4. 改革の3本柱と推進項目

柱1：組織運営の最適化と人材育成の推進

【推進項目】

●組織力の向上

（定員管理の適正化、職員配置の適正化、組織体制の強化など）

●人材育成（能力向上）

（職員研修の充実、職員提案制度の実施など）

●スマートなワークスタイルの推進

（テレワーク、ワークライフバランスの推進、ペーパーレス化の推進など）

●リスク管理の徹底

（業務リスクマネジメントの徹底、情報セキュリティ強化など）

柱2：時代の変化に対応した効果的で効率的な行政運営

【推進項目】

- DX 推進等による市民サービスの質の向上
(窓口業務改革の推進、公金収納におけるキャッシュレス化の推進など)
- 庁内 BPR の推進
(業務フローの再構築、業務プロセス全体の効率化など)
- 事務事業の総合的な見直しの推進
(事業の有効性・類似性等の観点からの見直しなど)
- 多様な主体との協働・連携
(PPP/PFI の推進、連携中枢都市圏の枠組みを活用した事務事業の効率的展開など)

柱3：経営感覚を持った持続可能な財政運営

【推進項目】

- 健全な財政運営の推進
(基金・市債の適正管理、財政健全化指標に基づく健全化の推進など)
- 歳入の確保・強化
(ネーミングライツ事業の更なる推進、使用料・手数料の受益者負担の適正化など)
- 財産の適正管理と有効活用
(債権管理の適正化、公共施設マネジメントの推進など)

5. 推進体制及び進行管理

二役、各部長等で構成する「八戸市行政改革推進本部」(本部長：市長)において、毎年度進行管理を実施。

なお、進行管理結果については、市民に公表するとともに、八戸市行政改革委員会や市議会等に報告し、意見を踏まえながら行財政改革を推進する。

6. 策定スケジュール(予定)

令和6年12月 パブリックコメント

令和7年2月下旬 大綱及びアクションプログラム(行動計画)公表

その間、行政改革委員会、行政改革本部、全員協議会等において説明を実施。

第8次八戸市行財政改革大綱 (素案)

効果的・効率的な行政運営と持続可能な財政運営の確立
～『変革への挑戦』と『未来への責任』～

令和〇年〇月
八戸市

八戸市では、人口減少及び少子・高齢化が進行し、それらを背景とする人手不足の深刻化、施設・インフラの老朽化への対応、住民の価値観やニーズの多様化、デジタル技術の社会への急速な浸透など、市を取り巻く環境は大きく変化しており、行政需要の増大が今後も想定され、引き続き厳しい行財政運営が続くものと見込まれます。

今後も市のミッションを果たしていくためには、職員一丸となって行財政改革にチャレンジすることが必要となります。

市のミッション

地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することです。

また、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げることに加えて、常に組織及び運営の合理化に努めることが求められています。

八戸市行財政改革大綱の役割

八戸市行財政改革大綱は、上記のミッションを達成し、市勢発展を実現していくことを目的として、全職員が共通の認識に立ち日常業務を通じて行財政改革の検討・取組を進めるための指針とするものです。

I これまでの行財政改革の取組

1

II 当市を取り巻く環境

当市を取り巻く環境

2

1 人口減少及び少子・高齢化の進行

3

2 多発する自然災害や新たな感染症への備えの必要性

5

3 デジタル技術の浸透によるライフスタイルの変化

6

4 公共施設等の維持管理経費の増大

7

III 行財政改革の基本方針

8

IV 改革3本柱と推進項目

改革3本柱と推進項目

10

柱1 組織運営の最適化と人材育成の推進

12

柱2 時代の変化に対応した効果的で効率的な行政運営

13

柱3 経営感覚を持った持続可能な財政運営

14

V 推進体制及び進行管理

15

I.これまでの行財政改革の取組



これまでの取組

当市ではこれまで、平成7年度の「八戸市行政改革大綱」を策定して以来、現在の第7次八戸市行財政改革大綱に至るまで全庁的に組織的な行政改革を継続してきました。

- ・ **第1次八戸市行政改革大綱**（推進期間：平成8年度～平成10年度）
簡素にして効率的な行政の実現
- ・ **第2次八戸市行政改革大綱**（推進期間：平成11年度～平成13年度）
市民のニーズに適切に対応できる簡素にして効率的な行政の実現
- ・ **第3次八戸市行政改革大綱**（推進期間：平成14年度～平成18年度）
行政のスリム化・活性化
- ・ **第4次八戸市行財政改革大綱**（推進期間：平成17年度～平成21年度）
「市民の視点での改革」と「効率的でスリムな自治体」を意識した、歳出削減による「量の改革」
- ・ **第5次八戸市行財政改革大綱**（推進期間：平成22年度～平成26年度）
人や予算の効率性を高めることで質の高い市民サービスの提供を追求する「質の改革」
- ・ **第6次八戸市行財政改革大綱**（推進期間：平成27年度～令和元年度）
行政資源の最適化という新たな視点で職員の「意識の改革」
- ・ **第7次八戸市行財政改革大綱**（推進期間：令和2年度～令和6年度）
それまでの行財政改革の基本姿勢を継続しながら、意識の改革を「行動の改革」へ進化

Ⅱ. 当市を取り巻く環境



7次にわたる行財政改革によって行政のスリム化や行政資源の最適化をはじめとする各種取組が実施され、着実に市民サービスの向上が図られてきた一方で、人口減少及び少子・高齢化の進行やデジタル技術の浸透によるライフスタイルの変化など、当市を取り巻く環境は大きく変化しており、行政需要の増大が今後も想定されることから、引き続き厳しい行財政運営の状況が続くものと見込まれます。

(1) 人口減少及び少子・高齢化の進行

(2) 多発する自然災害や新たな感染症への備えの必要性

(3) デジタル技術の浸透によるライフスタイルの変化

(4) 公共施設等の維持管理経費の増大

Ⅱ. 当市を取り巻く環境



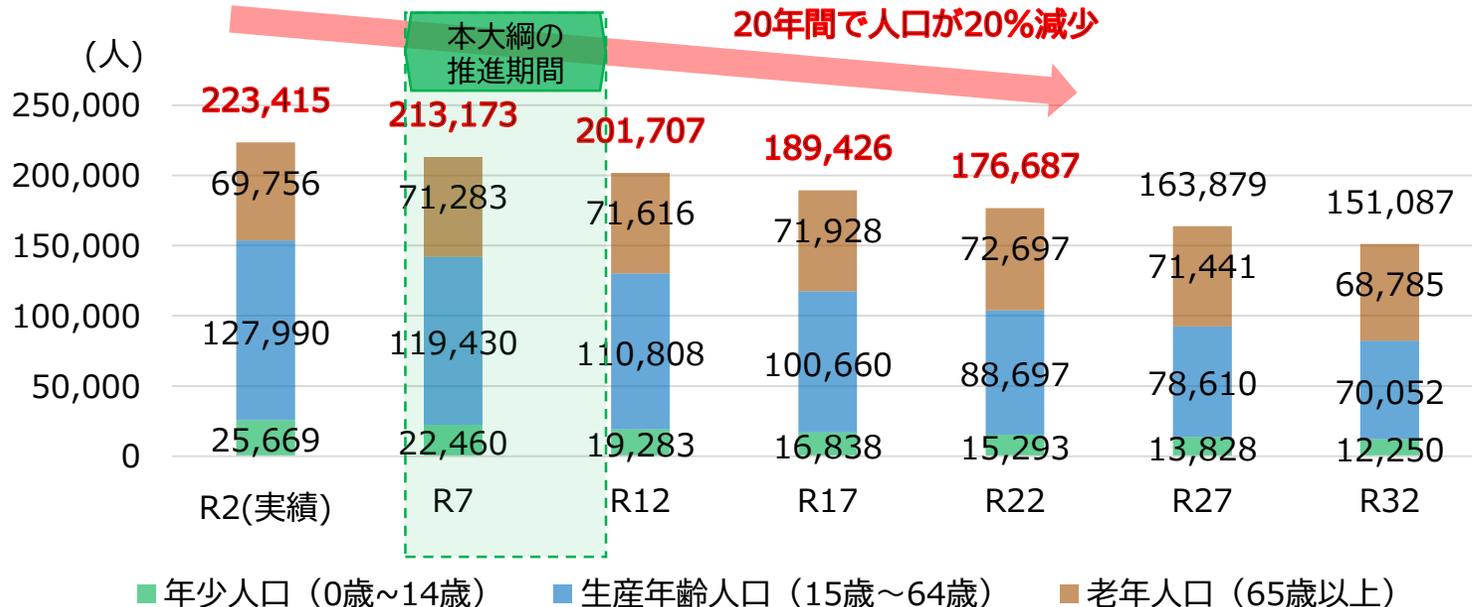
(1) 人口減少及び少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現状のまま人口減少が続く場合、当市の人口は、令和22年（2040年）に176,687人に、令和32年（2050年）には151,087人まで減少するとされています。

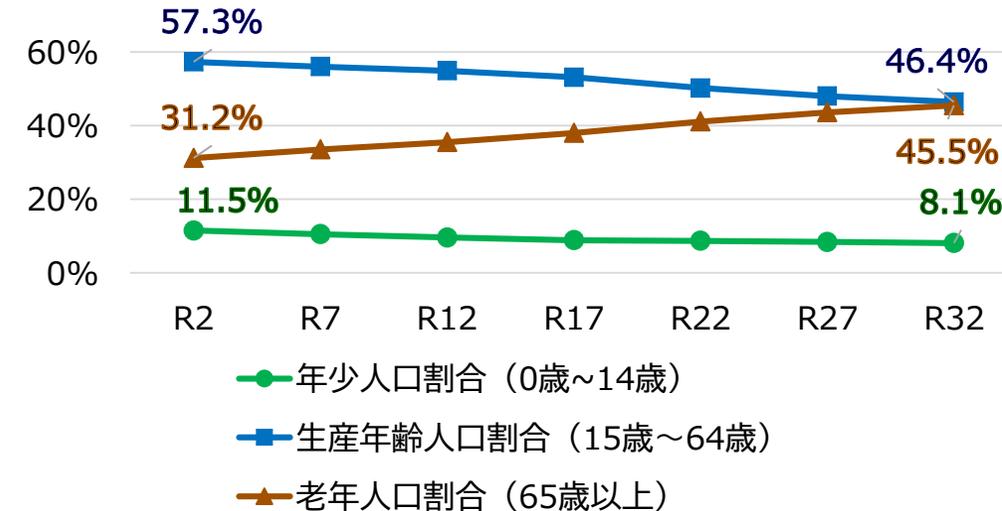
自治体戦略2040構想研究会（総務省）において、人手不足は自治体においても例外ではなく、今後、人材の確保が困難となることが予想されています。

人口の減少と少子高齢化によって、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少と老年人口の増加に伴う義務的経費の増加が懸念されます。

① 年齢区分ごとの人口推計（グラフ）



② 年齢区分ごとの人口割合



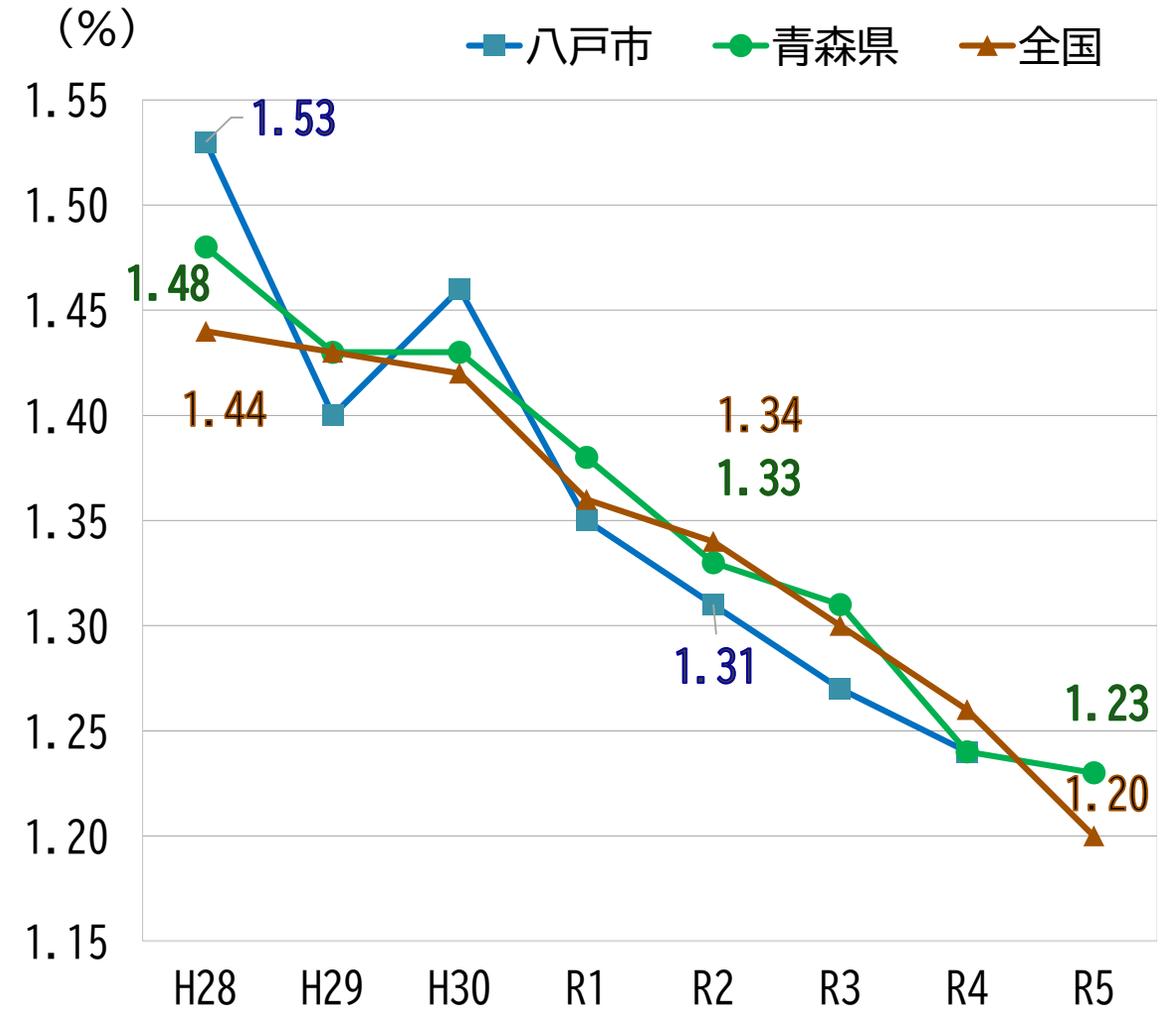
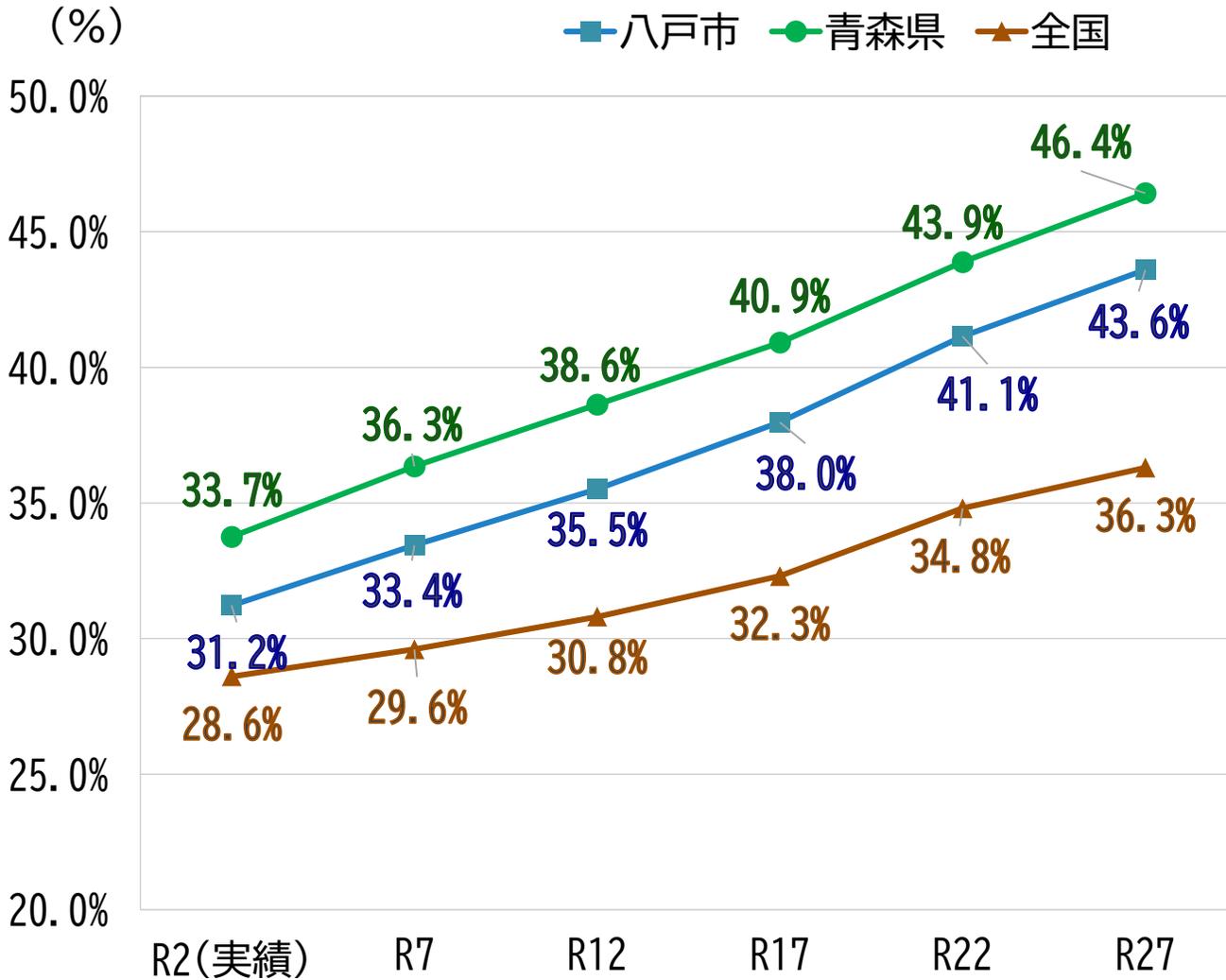
「地域別将来推計人口（令和5年推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）より作成

Ⅱ. 当市を取り巻く環境



③ 高齢化率の推計

④ 合計特殊出生率の推移



「地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より作成

青森県人口動態統計より作成

Ⅱ. 当市を取り巻く環境



(2) 多発する自然災害や 新たな感染症への備えの必要性

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、また、新たな感染症の発生は予測不能であることから、業務プロセスや事業の見直しを通して、業務運営に支障を来す恐れのある様々なリスクに対して備える必要があります。

No.	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
1	平成23年東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城、岩手、福島)	22,325人
2	平成23年台風第12号	近畿、四国	98人
3	平成23年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	133人
4	平成24年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	104人
5	平成25年の大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	95人
6	平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	77人
7	平成26年御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
8	平成28年熊本地震 (M7.3)	九州地方 (特に熊本)	276人

No.	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
9	平成30年7月豪雨	全国 (特に広島、岡山、愛媛)	271人
10	平成30年北海道胆振東部地震 (M6.7)	北海道	43人
11	令和元年東日本台風	関東、東北地方	108人
12	令和2年 (2020年) 7月豪雨	全国 (特に九州地方)	88人
13	令和3年 (2021年) 7月1日からの大雨	全国 (特に静岡)	29人
14	令和3年 (2021年) の大雨	全国 (特に長野、広島、長崎)	13人
15	令和4年 (2022年) 台風第14号	九州、中国、四国地方	5人
16	令和6年能登半島地震 (M7.6)	石川県、新潟県、富山県	244人

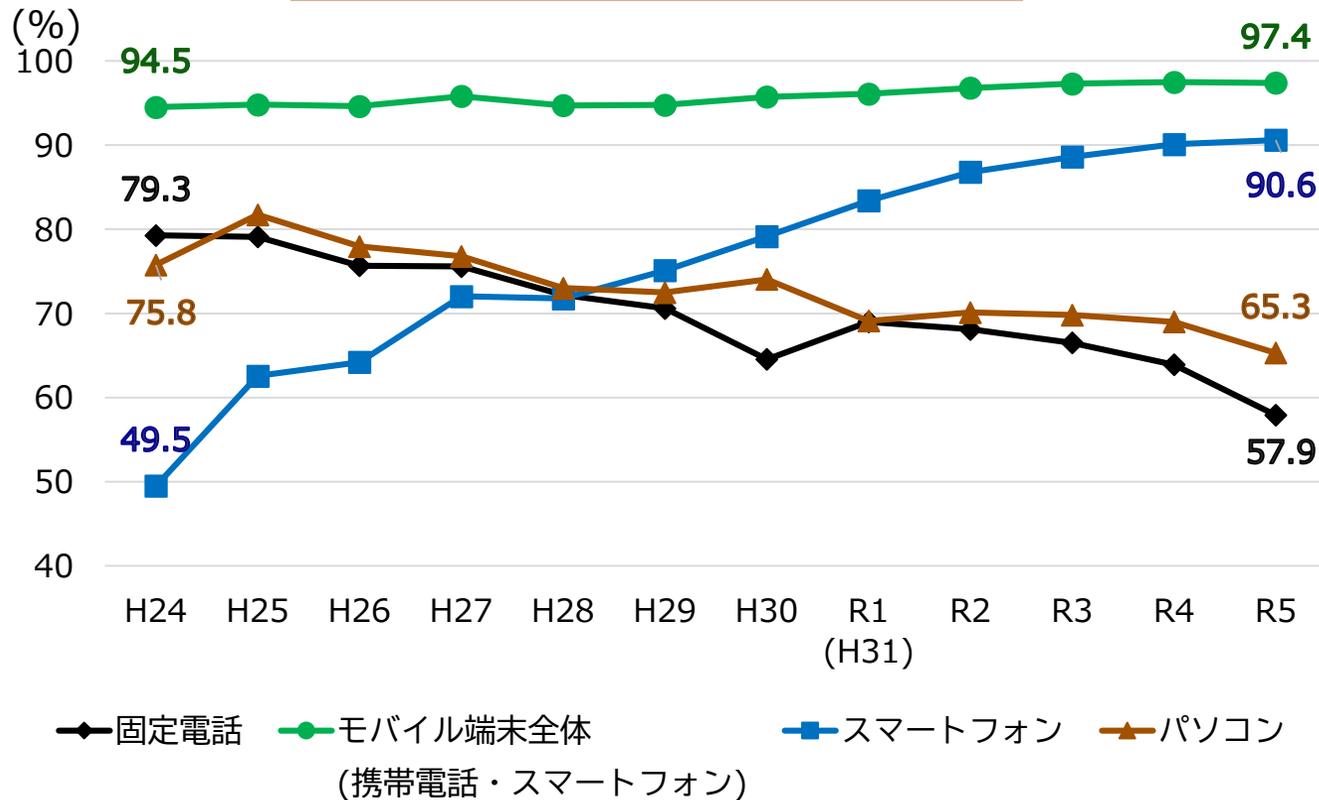
Ⅱ. 当市を取り巻く環境



(3) デジタル技術の浸透による ライフスタイルの変化

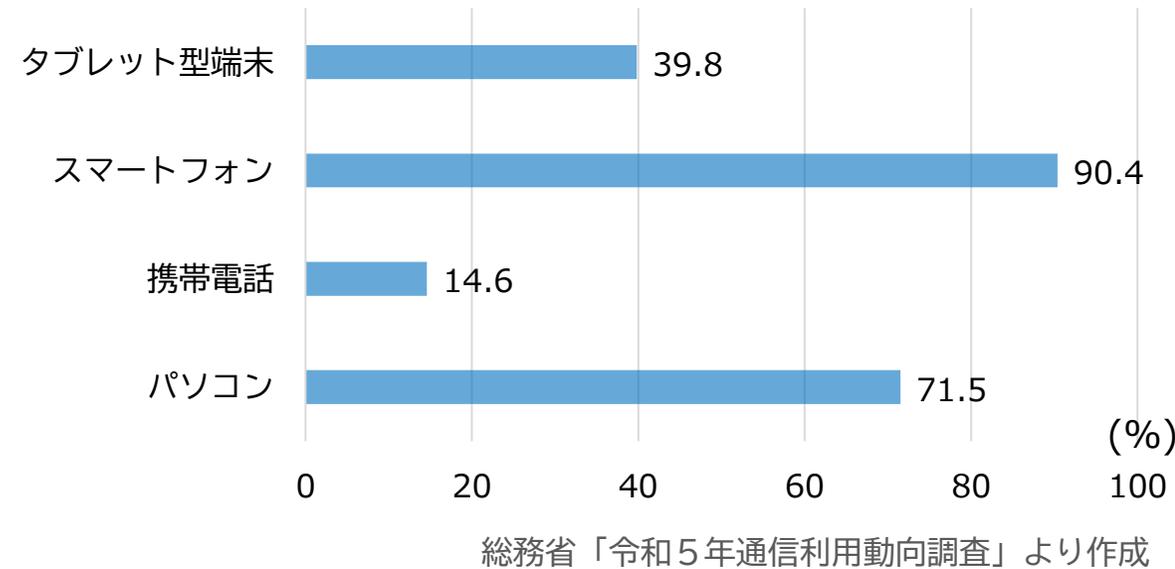
国民の多くがスマートフォンを活用している社会で、フロントヤード（窓口など）のデジタル化は時代の要請とも言えます。また、デジタル技術が進歩したことで、バックヤード（内部事務処理）の大幅な効率化が可能になっています。

① 主な情報通信機器の保有状況



総務省「令和5年通信利用動向調査」より作成

② 主なインターネットの利用機器(R5)



総務省「令和5年通信利用動向調査」より作成

Ⅱ. 当市を取り巻く環境

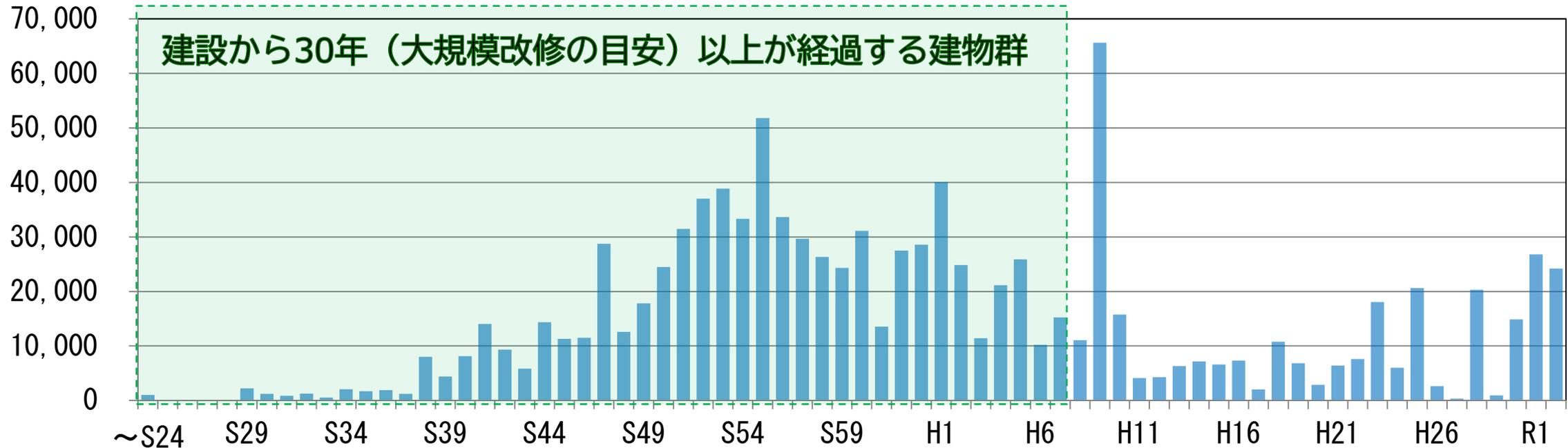


(4) 公共施設等の維持管理経費の増大

当市の公共施設は、昭和50年から60年頃にかけて集中的に整備されたものが多く、施設の老朽化に伴う維持補修・更新費用が今後集中することが予想され、適切な維持管理及び更新を行うための取組のほか、既存施設の有効活用が求められています。

延床面積 (㎡)

公共施設の整備状況



Ⅲ. 行財政改革の基本方針



(1) 策定の趣旨

職員一人ひとりが第7次八戸市総合計画に掲げる将来都市像「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」を見据えながら、経営感覚を持って各種取組を考え、組織として限られた経営資源（職員・資産・資金・情報・時間）を効果的・効率的に活用し、持続可能な行財政運営を推進するにあたり、これまでの行財政改革大綱の考え方を継承しながらも、新しい時代に対応すべく「スマート自治体」への転換を目指し、デジタルトランスフォーメーション（DX）による業務の効率化や働き方改革の更なる推進を図るための新たな指針として、「第8次八戸市行財政改革大綱」を策定します。

(2) 行財政改革の方向性

人口減少に伴い、税収や職員数の減少が見込まれる中、多様化する市民ニーズへ対応し、より質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供していくため、従来の体制・事業・制度に固執することなく、スクラップアンドビルドの視点によって限られた経営資源の有効活用を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とするデジタル化の進展を踏まえたDXなど、効果的・効率的に行政サービスを提供する手法を常に追求し、変革への挑戦に取り組みます。

加えて、公共施設の老朽化への対応、近年の物価高騰などの社会経済情勢の変化、自然災害・感染症をはじめとする予測困難な危機への備えなど、先を見通すことが難しい状況が今後も続くことから、事務事業の効率化に加え、事業の選択と集中によって財源を確保し、未来に向けてあらゆる環境変化に耐え得る持続可能な財政基盤の確立を図ります。

Ⅲ. 行財政改革の基本方針



(3) 基本理念

効果的・効率的な行政運営と持続可能な財政運営の確立

～『変革への挑戦』と『未来への責任』～

(4) 推進期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

(5) 指標

①注目指標（目標を定め、達成状況を監視）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
定員管理		未定 人	未定 人	未定 人	未定 人	未定 人
基金残高		未定 億円				
財政健全化指標	実質公債費比率	未定 %以下				
	将来負担比率	未定 %以下				

調整中

②関連指標（県内10市等との比較によって市の現在地を確認）

・経常収支比率等（調整中）

柱1 組織運営の最適化と人材育成の推進

(推進項目)

- 組織力の向上
- 人材育成（能力向上）
- スマートなワークスタイルの推進
- リスク管理の徹底

柱2 時代の変化に対応した効果的で効率的な行政運営

(推進項目)

- DX推進等による市民サービスの質の向上
- 庁内BPRの推進
- 事務事業の総合的な見直しの推進
- 多様な主体との協働・連携

柱3 経営感覚を持った持続可能な財政運営

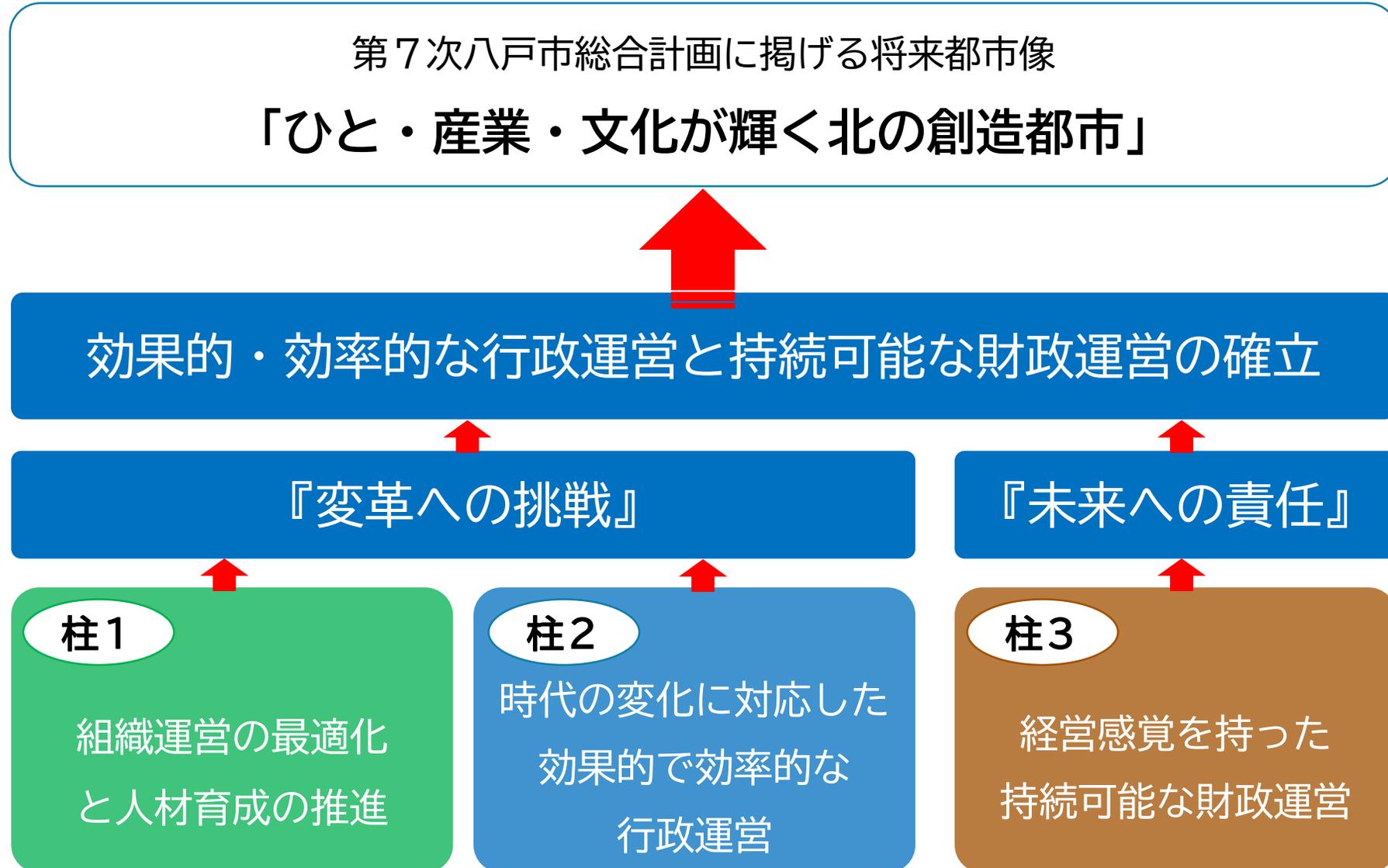
(推進項目)

- 健全な財政運営の推進
- 歳入の確保・強化
- 財産の適正管理と有効活用

IV.改革3本柱と推進項目



改革3本柱と基本理念等との関係





柱1 組織運営の最適化と人材育成の推進

職員一人ひとりが、それぞれの役割と能力を最大限に発揮し、高い意欲を持って果敢に行政課題や業務改革に取り組むことができるよう、能力と意欲を引き出す人事制度の運用・改善を図るとともに、働き方改革の視点を取り入れたワークスタイルを推進します。

【推進項目】

● 組織力の向上

(定員管理の適正化、職員配置の適正化、組織体制の強化など)

● 人材育成(能力向上)

(職員研修の充実、職員提案制度の実施など)

● スマートなワークスタイルの推進

(テレワーク、ワークライフバランスの推進、ペーパーレス化の推進など)

● リスク管理の徹底

(業務リスクマネジメントの徹底、情報セキュリティ強化など)



柱2 時代の変化に対応した効果的で効率的な行政運営

DX、RPA等のデジタル技術を活用した市民サービス向上や業務の自動化・省力化に取り組むとともに、事務事業の総合的な見直しによって経営資源の効率的かつ重点的な配分を目指すほか、多様な主体との協働や連携による市民サービスの最適な提供を図ります。

【推進項目】

●DX推進等による市民サービスの質の向上

(窓口業務改革の推進、公金収納におけるキャッシュレス化の推進など)

●庁内BPRの推進

(業務フローの再構築、業務プロセス全体の効率化など)

●事務事業の総合的な見直しの推進

(事業の有効性・類似性等の観点からの見直しなど)

●多様な主体との協働・連携

(PPP/PFIの推進、連携中枢都市圏の枠組みを活用した事務事業の効率的展開など)

柱3 経営感覚を持った持続可能な財政運営

財政指標等を意識し、社会経済情勢の変化に対応した健全な財政運営に、より一層取り組むとともに、将来都市像の実現に向けた財源の拡充に努めるほか、市有財産の適正管理と有効活用により、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立します。

【推進項目】

●健全な財政運営の推進

(基金・市債の適正管理、財政健全化指標に基づく健全化の推進など)

●歳入の確保・強化

(ネーミングライツ事業の更なる推進、使用料・手数料の受益者負担の適正化など)

●財産の適正管理と有効活用

(債権管理の適正化、公共施設マネジメントの推進など)

V. 推進体制及び進行管理

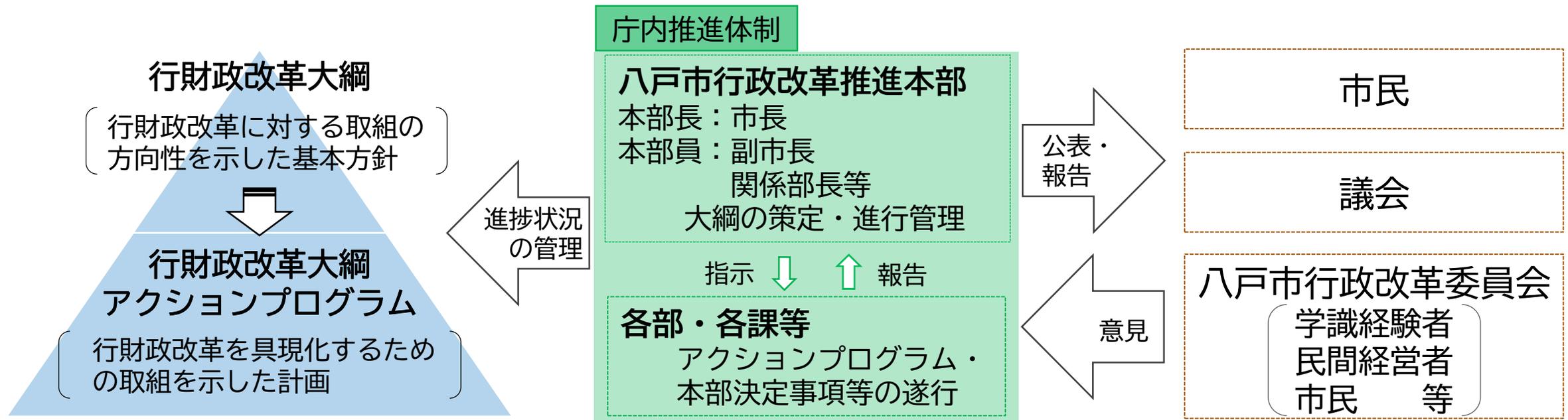


第8次行財政改革大綱を着実に推進するため、市長を本部長とする「八戸市行政改革推進本部」において、毎年度進行管理を行います。

進行管理では、大綱に掲げた3つの指標とアクションプログラムに掲載した取組項目の進捗状況を把握するとともに、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、新たな取組の掘り起こしやスケジュールの前倒しなどを随時行いながら見直しを実施します。

なお、進行管理結果については、市民に公表するとともに、八戸市行政改革委員会や市議会等に報告し、意見を踏まえながら行財政改革を推進していきます。

「推進体制」



【用語解説】

アルファベット等

A I (Artificial Intelligence アーティフィシャル インテリジェンス)

人工知能を意味し、学習・推論・判断といった人間の知能を持つ機能を備えたコンピューターシステムのこと。

B P R (Business Process Re-engineering ビジネス プロセス リエンジニアリング)

業務プロセスを見直し、抜本的に再構築（リエンジニアリング）する手法。業務改革のことをいう。

D X (Digital Transformation デジタル トランスフォーメーション)

環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して住民や社会のニーズを基に行政サービスなどを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、自治体文化・風土を変革してさまざまな優位性を確立すること。

I C T (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)

Information and Communication Technology の略。IT 技術を使い人々の生活を豊かにしていく情報通信技術の意味。

P P P (Public Private Partnership パブリック プライベート パートナーシップ)

官民連携を意味する。公共サービスの提供に民間が参画する手法であり、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

P F I (Private Finance Initiative プライベート ファイナンス イニシアティブ)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して行う新しい手法。

R P A (Robotic Process Automation ロボティック プロセス オートメーション)

人間がコンピュータ上で行っている定型作業を、ロボットで自動化すること。これを行うことで業務を効率化することができる。

2040年問題

少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）になることで高齢者人口が最大となる2040年頃に、日本社会が直面すると予測されている経済・社会保障の危機のこと。自治体にとっても人手不足が深刻化し、職員の確保が難しくなる一方で、災害リスクの高まりや老朽化したインフラの増加など、多様な課題が顕在化することが危惧されている。

か行

経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入（一般財源）がどの程度充当されているかを見る指数で、この率が高いほど臨時的な経費に充当できる一般財源が少なく、財政構造の弾力性が失われていることになる。一般的判断としては90%を超える団体は、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならず、95%を超えると財政構造が相当硬直化しているとされている。【経常的な経費に充てられた一般財源÷経常的な歳入一般財源総額×100】

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産む結果になるかを計算したもの。

国立社会保障・人口問題研究所

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。

さ行

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のこと。

市債管理基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のこと。

自治体戦略2040構想研究会

高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える可能性がある行政課題を想定し、早急に取り組むべき対応策を検討するために立ち上げられた総務大臣主催の研究会。

自治体システム標準化

自治体の基幹業務システムの仕様を、国の基準に適合したものに移行する取組。行政事務の効率化やシステムの維持管理費の削減につなげる狙いがあり、標準化の対象は戸籍や税、児童手当など20業務。国は移行完了期限を原則、2025年度末と定めているが、現行システムの開発事業者が撤退し、代替りの事業者も見つからないといった理由で期限に間に合わない自治体は、例外的に遅れることが認められている。

財政健全化判断指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算出する健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）に、公営企業の資金不足比率をあわせた5つの指標をいう。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

スクラップ・アンド・ビルド

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事務事業や補助金等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ（廃止・縮減）し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法。

スマート自治体

人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なカタチで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければならない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体のこと。

た行

地方債

いわゆる市の借入金。市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

定員適正化計画

職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方について、目標等を定めた複数年度に渡る計画のこと。

トライアル・サウンディング

民間事業者との対話を通じて事業化に向けたアイデアや意見を把握するサウンディング調査に留まらず、実際に公共施設を暫定的に使用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供することで、本格実施に向けた課題・条件を整理するもの。

な行

ネーミングライツ

契約により施設等の名称に企業名又は商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツ（命名権）を取得した企業等から対価を得て、施設等の運営維持などに充てる手法のこと。

は行

フロントヤード

自治体と住民の接点となる庁舎窓口のほか、電子申請を行う際のスマホやPCなどのツールを意味する。

バックヤード

上記のフロントヤードとは異なり、住民と接点をもたない、自治体の内部事務のこと。

標準財政規模

地方公共団体が標準的に収入し得る市税や普通交付税などの一般財源（使途を定められていない財源）の大きさを示すもの。

普通交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地方公共団体においても標準的な行政サービスを提供できるように財源を保障するためのもの。普通交付税の使途は、地方公共団体の自主的な判断に任されていて、その使い道に制限はない。

普通会計

各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる全国統一的な基準となる会計のこと。具体的には、一般会計と一部の特別会計を合計した統計上の会計区分。八戸市の場合は、一般会計、土地区画整理事業特別会計、霊園事業特別会計、学校給食事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の合算額が基準。

ら行

臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債のこと。将来支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置される。

連携中枢都市圏

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化の観点から、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に関する連携事業に取り組み、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

新学校給食センター整備基本計画策定及び P F I 導入可能性調査等業務委託の実施について

1. 委託の目的

北地区及び東地区給食センターの老朽化により新たに建設する学校給食センターの整備を進めるため、P F I 等の手法の導入可能性を調査し、八戸市学校給食センター整備基本計画を策定することを目的とするもの。

2. 委託の内容

- ①提供する給食数、導入する機能、運営方法等の調査・検討
- ②建設候補地の評価
- ③P F I 導入可能性調査
- ④新学校給食センター整備基本計画（案）の策定

※1 P F I (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して一体的に行う手法。

3. 委託契約の概要

受託者 株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
(北東北事務所 岩手県盛岡市中央通 1-9-11)
契約期間 令和6年7月 2 日～令和7年1月 31 日
契約金額 13,750,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

4. 令和6年度のスケジュール（見込）

時期	内容
令和6年11月	計画素案を学校給食審議会へ説明
令和6年12月	計画素案に係るパブリックコメントの実施
令和7年1月	計画（案）を教育委員会へ提案 → 計画策定
令和7年2月	計画策定を総務協議会へ報告

(仮称) 八戸市いじめ防止条例の構成(案)について

1. 条例制定の目的

いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成28年4月に「八戸市いじめ防止基本方針」を策定し、その後、平成29年3月の文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」改定、平成29年10月の「青森県いじめ防止基本方針」改定を受け、令和元年6月に「八戸市いじめ防止基本方針」を改定している。

近年、他自治体において様々ないじめ防止に関する条例が制定されていることを踏まえ、子どもが安心して学校生活を送り、学ぶことができる環境を実現するため、「(仮称) 八戸市いじめ防止条例」を制定することとし、市、教育委員会、学校、保護者、関係機関・団体、市民がそれぞれの立場から相互に連携し合い、社会全体で子どもを見守ることができるよう、いじめ防止のための体制・対策の更なる強化を図るものである。

2. 条例制定に係るスケジュール

時期	内容
令和6年8月	条例の構成(案)に係るパブリックコメント実施
令和6年11月	教育委員会臨時会へ条例案提出
	総務協議会にて条例案説明
令和6年12月	市議会定例会への議案提出・制定

「(仮称) 八戸市いじめ防止条例」の構成(案)への意見募集

現在、八戸市では、いじめは絶対に許されない行為であること、いじめの防止等に社会全体で取り組むべきものとして、市、教育委員会、学校、保護者、市民、関係機関等がそれぞれの立場から相互に連携し合い、社会全体で子どもを見守ることができるよう、いじめの防止等のための体制・対策の強化を図ることを目的として「(仮称) 八戸市いじめ防止条例」の制定を進めております。

つきましては、この条例の構成(案)に対して、市民の皆様のご意見を募集します。

募集期間	令和6年8月1日(木)～令和6年8月30日(金) 午後5時必着
意見の提出方法	別添意見提出様式又は氏名、住所、電話番号を明記した任意様式により、郵送、FAX、電子メール又は直接持ち込みのいずれかの方法により提出してください。(電話による意見の受付はいたしませんので、ご了承ください。)
意見の提出先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 教育委員会 教育指導課(市庁本館5階) FAX : 0178-47-4997 E-mail : shido@city.hachinohe.l(エル)g.jp
資料等	○ (仮称) 八戸市いじめ防止条例の構成(案) ○ 意見提出様式
資料等の閲覧 入手場所	八戸市教育委員会教育指導課(市庁本館5階)、南郷事務所、各市民サービスセンター、各公民館(土・日・祝日除く、午前8時15分から午後5時まで) ※ 資料等はホームページでも入手できます。 (トップ>組織から探す>教育指導課>いじめ防止条例)
その他	○ 提出いただいたご意見とご意見に対する市の考え方は、住所・氏名等の個人情報を除いて、概要を公表する予定です。 ○ ご意見に対する個別の回答は行いません。 ○ 電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。 ○ 住所・氏名等が記載されていない場合、ご意見としてお受けできません。 ○ ご記入いただいた住所・電話番号等は、ご意見の内容について不明な点があった場合等の連絡に使用します。 ○ 提出いただいたご意見は、今回の意見募集以外の用途に使用することはありません。

【お問合せ】

八戸市 教育委員会 教育指導課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

TEL : 0178-43-9461(直通) FAX : 0178-47-4997

E-mail : shido@city.hachinohe.l(エル)g.jp

(仮称) 八戸市いじめ防止条例の構成 (案)

八戸市 教育委員会 教育指導課

(仮称) 八戸市いじめ防止条例の構成 (案) について

1 背景

未来の創り手となる子どもたちは、かけがえのない存在であり、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有しています。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体で取り組むべき重要課題といえるものです。

大人も児童生徒も「いじめは絶対に許されない行為であること」を十分に理解した上で、常に当事者意識を持ち、それぞれの責務を自覚し、互いに協力し合いながら、将来にわたっていじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)の取組を確実に推進し、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。

2 国や県の動向

国は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることを目的とした「いじめ防止対策推進法(以下「法」という)」を平成25年9月28日に施行しました。

また、青森県では、県内の児童生徒の尊厳を保持するため、県、市町村学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「青森県いじめ防止基本方針」を平成26年6月に策定しました。

3 本市の取り組み

本市においても、平成28年4月にいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に「八戸市いじめ防止基本方針」を策定しました。近年、他自治体において様々ないじめ防止に関する条例が制定されていることを踏まえ、基本理念を定め、いじめの防止等に関する施策・措置を行うにあたっての基本的で重要となる考え方・方向性を社会全体で共有し、各主体の責務・役割を明確にし、いじめの防止等に関する施策を確実に推進させることを目的として、「(仮称)八戸市いじめ防止条例」を制定することとしました。

4 (仮称) 八戸市いじめ防止条例の構成 (案)

(1) 目的

いじめ防止対策推進法 (以下「法」という) の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校及び教職員、保護者、市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、それぞれの立場から相互に連携し社会全体で児童生徒を見守ることができるよう、いじめ防止のための体制・対策の更なる強化を図ることを目的とする。

(2) 基本理念

- ア いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が互いに理解し合い、生命及び人権を尊重して、いじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行わなければならない。
- イ いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにしなければならない。
- ウ いじめの防止等の対策は、市、教育委員会、学校、教職員、保護者、市民等及びその他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、総合的かつ効果的に推進する。

(5) 教育委員会の責務

教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

(6) 市立学校及び教職員の責務

市立学校及び教職員は、基本理念にのっとり、関係機関等と連携を図りつつ、組織的に学校全体でいじめの防止、早期発見及び早期解消に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処する。

(7) 保護者の責務

保護者は、基本理念にのっとり、自らが保護する児童生徒に対し、いじめを行うことのないよう必要な指導を行う。

(8) 市民等の役割

市民等は、児童生徒の見守りや心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、いじめやいじめの疑いがある際には、関係機関への情報提供に努める。

(9) 八戸市いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、その他いじめ防止等のための対策の推進に必要な事項を、八戸市いじめ防止基本方針の中で定めるものとする。

(10) 八戸市いじめ問題専門委員会

法第 14 条第 3 項の規定により、教育委員会の附属機関として設置する「八戸市いじめ問題専門委員会」において、いじめの防止等のための対策に係る事項や、重大事態が発生した際の事実関係を明確にするための調査等について、調査審議を行う。

(11) いじめ調査専門部会

法第 30 条第 1 項の規定による報告（重大事態の発生）を受けた場合において、重大事態への対処又は同様の事態の発生の防止のため再調査の必要があると認めるときは、市長の附属機関として設置する八戸市虐待等防止対策会議が、「いじめ調査専門部会」を招集し、報告内容についての調査・審議を行う。

(12) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいて取り扱うとともに、その保有する個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(13) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

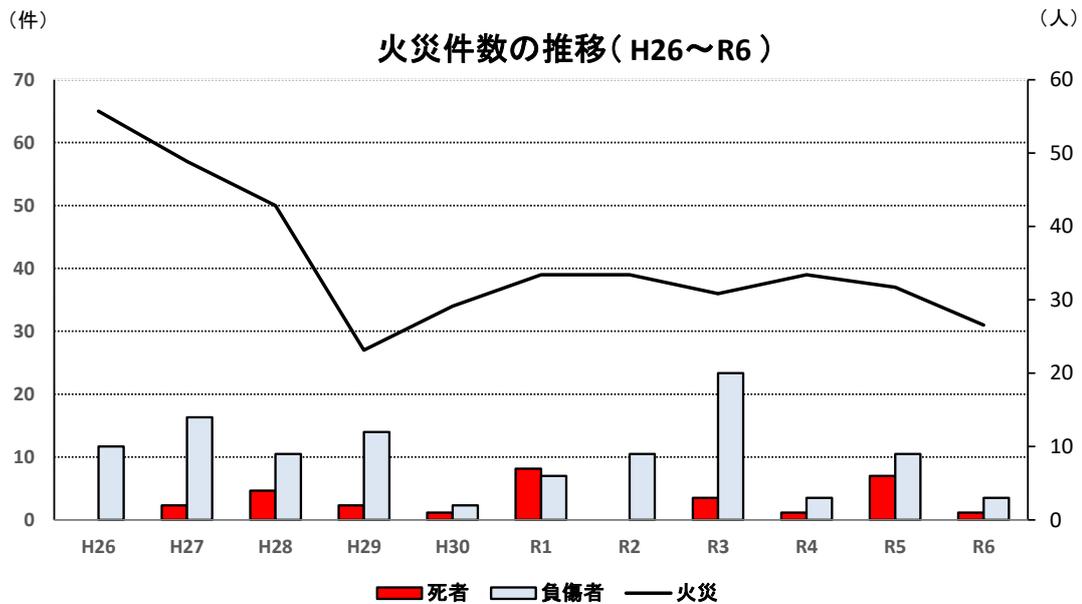
令和6年上半期八戸市の火災と救急・救助について

1 火災概況 (1) 火災件数

△印は減少

区分	年別	令和6年	令和5年	増減
火災種別	合計	31	37	△6
	建物	19	29	△10
	林野	1		1
	車両	2		2
	船舶			
	航空機			
	その他	9	8	1
死者		1	6	△5
負傷者		3	9	△6

※過去10年平均 火災件数42.3件、死者2.6人、負傷者9.4人



(2) 出火原因

上位出火原因

順位	出火原因	件数
1位	たき火	5件
2位	たばこ	各3件
	放火	
	電灯・電話等の配線	
	火遊び	
	こんろ	

※ 電灯・電話等の配線とは、送電線、配電線、引込線等、屋内外の電気配線をいう。

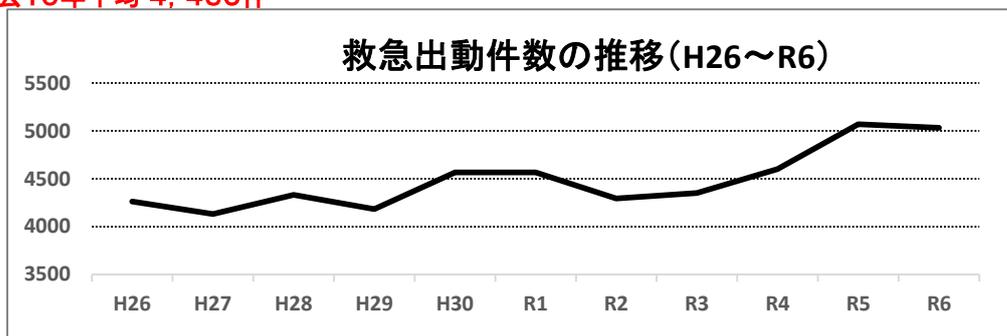
2 救急概況

△印は減少

年 別	出 動 件 数			
	令和6年	令和5年	増 減	
事故種別 合計	5,033	5,069	△ 36	
急 病	3,692	3,711	△ 19	
一般負傷	644	617	27	
交通事故	179	151	28	
自損行為	46	49	△ 3	
労働災害	51	47	4	
運動競技	35	42	△ 7	
火 災	22	32	△ 10	
加 害	9	7	2	
水難事故	5	6	△ 1	
自然災害	1		1	
その他	転院搬送	334	383	△ 49
	医師搬送	4	14	△ 10
	資器材等輸送		1	△ 1
	その他	11	9	2

(注)事故種別中「その他のその他」には、誤報・虚偽等を含む。

※過去10年平均 4, 435件

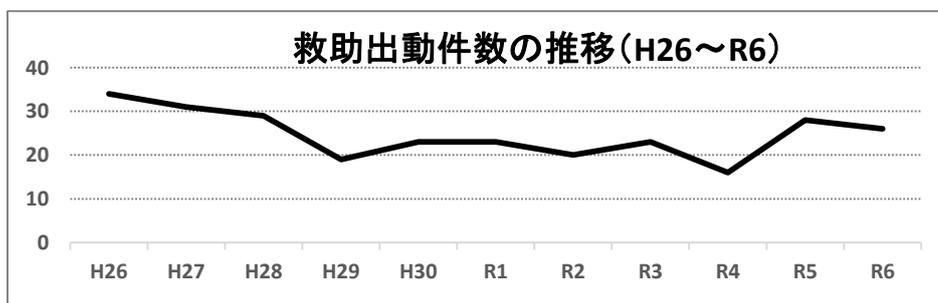


3 救助概況

△印は減少

年 別	出 動 件 数		
	令和6年	令和5年	増 減
事故種別 合計	26	28	△ 2
交通事故	11	10	1
水難事故	8	5	3
建物等による事故	1	5	△ 4
火災	1	4	△ 3
機械による事故		1	△ 1
自然災害			
ガス及び酸欠事故			
破裂事故			
その他の事故	5	3	2

※過去10年平均24. 6件



日勤救急隊の試行運用について

1 救急出動の現況

当広域消防本部の救急出動件数は令和4年に続き令和5年も過去最多を更新し1万5千件を超え、そのうち八戸市内の出動件数は全体の約70%を占めている。また、八戸市内の出動件数を月別にみると8月が最も多く、さらに、時間帯別では、7～18時の出動件数が全体の2/3を占めている。(図1～図3参照)

このような中、令和5年8月には八戸市内の全ての救急隊(南郷救急隊を除く。)が出動状態となり、周辺救急隊の応援を必要とした事案が多く発生した。

また、連続出動により食事がとれないまま長時間の救急活動に従事するケースが、主に八戸市内の救急隊で見受けられ、増加する救急需要への対策が必要となっている。

2 試行運用の概要

日勤救急隊(平日日中に活動する救急隊)を試行運用として1隊増隊し、八戸市内の救急需要に対応するとともに、機動的に救急隊空白エリアをカバーすることにより、救急ひっ迫時の救急搬送体制を確保し、傷病者接触までの時間短縮や救急隊員の労務負担の軽減を図るものである。

なお、今回の試行運用の結果を踏まえ、今後の救急搬送体制を検討するものである。

(1) 運用期間及び運用時間

ア 運用期間：令和6年8月1日(木)から令和6年8月31日(土)まで

イ 運用時間：平日日中(9時～16時)

(2) 出動範囲

原則として八戸市内

(3) 日勤救急隊の編成等

ア 隊員：全課・全署所から派遣する職員が交替で従事

イ 車両：非常用救急車を使用

ウ 勤務時間：8時15分から17時まで

(4) 運用方法

原則として八戸消防署を待機場所とするが、次の場合は他の消防署所又は公共施設[※]に移動することで機動的に運用する。(図4～図5参照)

・八戸市内の隣接する救急隊2隊が出動し、救急隊空白エリアが生じた場合

・一の救急隊が連続して出動し長時間の救急活動が続いた場合

※ 移動待機可能な公共施設 ①八戸市庁 ②YSアリーナ ③東運動公園

図1 救急出動件数の推移



図2 八戸市内の月別救急出動件数（令和5年）

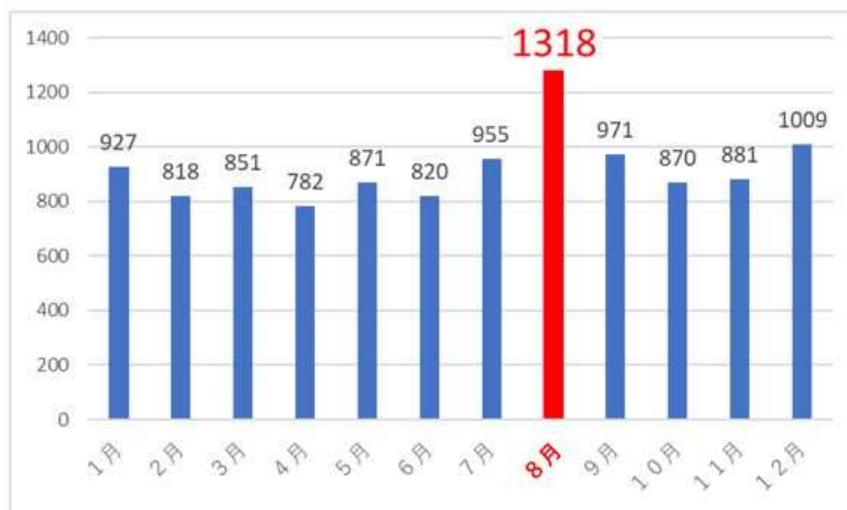
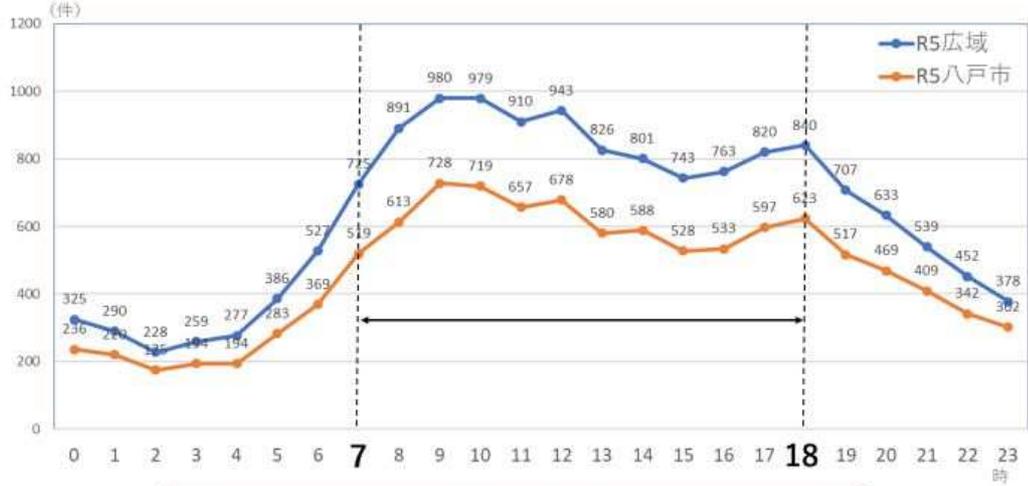


図3 時間帯別救急出動件数



7～18時の救急件数が全体の2/3を占める

図4 各救急隊の配置 (イメージ)



図5 【機動的運用の例】 尻内・根城救急隊が出動した場合
YSアリーナに待機し空白地域をカバー

